

# 熊本県自衛防疫強化総合対策事業実施要領

## 第1 目的

この要領は、畜産農家の組織化に対応し、畜産の衛生管理を計画的、組織的に実施することにより、畜産農家の自主的な防疫措置の定着を図り、家畜の伝染性疾病の発生予防と家畜の生産性向上に資するため実施する熊本県自衛防疫強化総合対策事業（以下「総合対策事業」という。）について定め、併せて熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行、以下「交付要項」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 事業主体

総合対策事業で行う事業及び実施主体は、次のとおりとし、各事業の実施に当たっては畜産農家、公益社団法人熊本県畜産協会（以下「畜産協会」という。）及び熊本県が連携、協力して行うものとする。

- 1 自衛防疫推進事業の実施主体は、畜産協会とする。
- 2 特定疾病損耗防止推進事業の実施主体は、畜産協会とする。
- 3 豚丹毒発生予防事業の実施主体は、畜産協会とする。

## 第3 指導助言及び助成

知事は、総合対策事業の実施につき、必要な助言及び指導を行うほか、経費については、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第4 事業の実施等

### 1 自衛防疫推進事業

#### （1）自衛防疫推進事業

##### ア 推進会議の開催

畜産協会は、家畜防疫の円滑な実施に資するため、事業の適切な実施のために指定した獣医師との打合せ会議及び畜産協会の会員等を構成する推進会議を都道府県段階及び地域段階で開催するものとする。

##### イ 事業需要等調査

畜産協会が行う自衛防疫事業の実施要望の把握、家畜生産導入計画等の実態調査等を行い、事業の円滑な実施に資する。

##### ウ 広報事業

畜産協会は、家畜衛生に関する知識、技術等について、印刷物等によって

普及啓発を図るものとする。

## 2 特定疾病損耗防止推進事業

### (1) 牛疾病発生予防事業

#### ア 流行性感冒発生予防事業

(ア) 畜産協会は、流行性感冒発生予防のため集団的に予防接種ができる地域の飼養牛に対し、あらかじめ指定した獣医師による的確な予防接種を行うものとする。

(イ) 畜産協会は、この事業により予防接種を行ったときは、当該牛の所有者又は管理者に対し、別記第1号様式による予防接種済証を交付し、これを1年間保存させる（牛を他に販売等した場合を除く。）。または、その実施状況を別記第2号様式により整理するものとする。

#### イ 牛伝染性鼻気管炎発生予防事業

(ア) 畜産協会は、牛伝染性鼻気管炎発生予防のため事業年度生産子牛で家畜市場予定牛に対しあらかじめ指定した獣医師による的確な予防接種を行うものとする。

(イ) 畜産協会は、この事業により予防接種を行ったときは、当該牛の所有者又は管理者に対し、別記第1号様式による予防接種済証を交付し、これを1年間保存させる（牛を他に販売等した場合を除く。）。または、その実施状況を別記第2号様式により整理するものとする。

#### ウ アカバネ病発生予防事業

(ア) 畜産協会は、アカバネ病発生予防のため事業年度における繁殖の目的で飼養されているおおむね3歳（1産）以内のめす牛に対してあらかじめ指定した獣医師による的確な予防接種を行うものとする。

(イ) 畜産協会は、この事業により予防接種を行ったときは、当該牛の所有者又は管理者に対し、別記第1号様式による予防接種済証を交付し、これを1年間保存させる（牛を他に販売等した場合を除く。）。または、その実施状況を別記第2号様式により整理するものとする。

## 3 豚丹毒発生予防事業

(1) 畜産協会は、豚丹毒発生予防のため、あらかじめ指定した獣医師による的確な予防接種を行うものとする。

(2) 畜産協会は、この事業により予防接種を行ったときは、その実施状況を別記第2号様式により整理するものとする。

## 第5 事業実施計画書

交付要項第3条の事業実施計画書は、別記第3号様式によるものとする。

## 第6 事業計画内容等の変更

第4の1、2及び3に掲げる各事業における事業費の30%を超える増減があった場合、事業実施計画の変更を行うものとする。

交付要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、別記第3号様式を準用し、変更前を（ ）書きするものとする。

## 第7 補助金の交付申請

交付要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第3号様式を準用するものとする。

## 第8 事業変更計画

交付要項第8条第2項の事業変更計画書は、別記第3号様式を準用するものとする。

## 第9 実績報告

交付要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第3号様式を準用するものとする。

## 第10 事業の補助金等交付決定前着手

交付要項第9条の承認申請書は、別記第4号様式によるものとする。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年8月9日から施行し、平成19年4月2日から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。